

始まります 税の申告受付

2月16日(火)～3月15日(火)

税の申告時期となりました。この申告は、平成27年中の所得税額を計算するほか、平成28年度の市県民税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料等の算出の基礎となる大切なものです

申告の受付は、税務署(所得税のみ)と次表の日程により市民会館などで行います。都合のよい日に必要な資料と印鑑をお持ちの上、会場へお越しください。

申告は納税者が申告書をご自分で作成していただく自書申告方式になっています。あらかじめ、申告書に住所、氏名、扶養家族名等を記入の上、ご来場ください。

申告用紙がない人は、税務課、各地区申告受付会場にありますのでご利用ください。

●問い合わせ先 税務課市民税係 43・6803
相生税務署 23・0231(代表)

申告が必要な人

平成28年1月1日現在、市内に住所があり、平成27年中(平成27年1月1日～12月31日)に収入がある次のような人は、必ず申告しなければなりません。

- 1 事業収入や不動産収入がある人
 - ① 営業、農業、大工、左官や外交員などをされている人
 - ② 地代、家賃、配当や年金などの各種収入がある人(不動産所得の経費に算入する固定資産税は、平成27年度固定資産税・都市計画税の課税明細書の「税額相当」を集計してください。)
- 2 サラリーマンの人
 - ① 給与収入が2,000万円を超える人
 - ② 給与を1カ所から受けている人で、給与所得や退職所得以外にも所得がある人(市県民税の場合は、これが20万円以下でも申告をしなければなりません。)

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人

- ③ 給与を2カ所以上から受けている人
- ④ 所得税の源泉徴収をされない事業所などから給与を受けている人

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている人は収入のない人でも申告をしてください。また、次のような場合も申告が必要です。

- ① 非課税収入(遺族年金、雇用保険、仕送りなど)がある人
 - ② 土地、建物などを売って譲渡所得がある人(特別控除以下の場合も)
- ※申告により負担が軽減される場合もありますので、必ず申告をしてください。

郵送による申告

次の人は郵送による申告ができます。①国民健康保険税・後期高齢者医療保険

料の申告で、前年中に所得がなかった人 ②所得税の確定申告で、特に申告相談の必要がない人
※申告書に必要な事項を記入、押印の上、添付書類(源泉徴収票、国民年金保険料控除証明書、生命・地震保険料控除証明書など)を同封し、次の住所に郵送してください。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料申告
〒678-0292
赤穂市加里屋81番地
赤穂市役所 税務課

所得税及び復興特別所得税の確定申告
〒678-0055
相生市那波本町6番1号
相生税務署

サラリーマンの確定申告

所得税等が還付される場合確定申告をする必要のないサラリーマンの人でも、次のような場合には確定申告をすれば源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

- ① 平成27年の途中で退職し、その後就職しなかった人で、年末調整を受けなかった人
- ② 多額の医療費を支払った場合(介護保険制度下の施設サービス、居宅サービス)の対価に対しても適用される場合があります。

③ 災害や盗難などにより、一定の資産に損害を受けた場合

④ 所得が少ない人で、配当所得、株式等譲渡所得や原稿料収入がある場合(国民健康保険に加入されている人は国民健康保険が高くなる場合があります。)

⑤ 寄付金控除、政党等寄付金特別控除を受けることができる場合

⑥ 住宅ローン等を利用してマイホームを新築、購入、増改築等をし、一定の要件にあてはまる場合(適用要件や必要書類は、相生税務署へお問い合わせください。)

公的年金等を 受給されている人へ

次の要件に該当する人は確定申告書の提出が不要です。

- 要件 公的年金等の収入金額(2カ所以上の場合はその合計額)が400万円以下、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下に該当する人
- なお、要件に該当する場合でも、医療費控除の追加等で所得税等の還付を受ける人は、税務署へ確定申告書を提出することができます。

また、所得税等の確定申告書の提出が不要でも、市県民税で生命保険料控除等を受けようとする人は、市県民税の申告書を提出していただく必要があります。

申告に必要なもの

- **【収入関係】**
源泉徴収票 給与所得、公的年金等のある人
- 労務日数や賃金が確認できる書類(会社からの支払い証明書など)
- **収支内訳書** 事業所得等のある人は、総収入金額や必要経費の内容を記載してください。(農業所得のある人も収支計算が必要です。)
- **【控除関係】**
医療費控除を受けられる人は、領収書及び保険金などで補てんされた金額がわかる書類(領収書は医療を受けた人、病院等の別々に集計してください。)

- 雑損控除(災害・盗難等)を受けられる人は、損害等の明細書、災害関連支出の領収書
- 生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料の控除を受けられる人は、その証明書
- 社会保険料控除(国民年金保険料控除証明書が必要)、小規模企業共済等掛金控除、地震保険料控除、寄付金控除を受けられる人は、その証明書又は受領証
- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けている人は、その手帳

※介護保険の認定を受けておられる人で身体状況や認知症の状況によっては、特別障害者又は障害者の控除対象になる場合があります。詳しくは広報あこう2月号の14頁をご覧ください。

税務署・税理士による所得税等の申告受付日程

| 区分 | 会場 | 月日 |
|---------------------|------|----------|
| ・所得税相談 ・税理士による相談 | 市民会館 | 2月17日(水) |
| | | 2月18日(木) |
| | | 2月19日(金) |

● 申告受付時間 午前9時30分～正午、午後1時～午後4時
※譲渡所得・贈与税の申告相談は行っていません。
※市民会館の駐車スペースには限りがあるため、大変な混雑が予想されますのでご注意ください。

市・県民税の申告受付日程

| 会場 | 2月 | 3月 |
|--------|-----------|---------------------|
| 市民会館 | ★2月17日(水) | |
| | ★2月18日(木) | |
| | ★2月19日(金) | |
| 城西公民館 | ★2月26日(金) | 3月1日(火) 3月10日(水) |
| 塩屋公民館 | ★2月23日(火) | 3月2日(水) 3月4日(金) |
| 赤穂西公民館 | | 3月11日(金) |
| 福浦コミセン | 2月16日(火) | |
| 尾崎公民館 | ★2月22日(月) | ★3月3日(水) 3月8日(火) |
| 御崎公民館 | ★2月29日(月) | 3月14日(月) |
| 坂越公民館 | 2月25日(水) | 3月7日(月) |
| 高雄公民館 | | 3月9日(水) |
| 有年公民館 | ★2月24日(水) | 3月15日(火) |

● 申告受付時間 午前9時30分～午後4時
※市役所税務課窓口では、申告受付は行っていません。
※市民会館は混雑が予想されます。
※★印のついた日の正午から午後1時までの申告受付はできません。

※介護に係る「おむつ使用証明書」については広報あこう2月号の14頁をご覧ください。

● 所得税の還付がある人は、金融機関の口座番号(申告者名義の口座)